白米千枚田（輪島市）

石川県農業会議だより

第353号　金沢市古府1丁目217番地　石川県農業会議　平成28年2月
電話（076）240-0540

- **農業者年金への加入を推進しよう**
- **全国農業新聞・全国農業図書を講読しよう**

農地利用の最適化に全力

石川県農業会議
会長　山田修路

新たな年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。昨年は、ＴＰＰ交渉の大筋合意、そして、農業協同組合法・農業委員会法・農地法の改正がなされ、日本農業にとりましては大きな変革の年でありました。

私達、農業委員会系統組織にとりましても、法改正により農業委員は市町長の選任制への移行、農業委員定数の見直し、農地利用最適化推進委員の新設、都道府県農業会議の農業委員会ネットワーク機構への組織替えなど、60年目の大改革となりました。

その中で、本県農業委員の皆様には、当農業会議に力強いご支援を賜り、お陰さまで本年４月１日から一般社団法人に組織変更し、新体制で業務に邁進できることとなりました。皆様の優良農地を守る高い志と強い団結力に深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、昨年12月に「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」が示され、農林水産省は各地で説明会を開催し、農業者の皆様への理解や政策の説明に努めております。まだまだ納得が得られていない状況ではありますが、影響が最小限に抑えられるよう、農業会議会長の立場から、政府に継続して要請していきます。

新年早々、本年度の補正予算が国会で可決され、ＴＰＰ対策関連で３，１２２億円が計上されました。過去のガット・ウルグアイラウンド対策では初めに６兆１００億円という、金額ありきで対策を進めたという反省もありまして、ＴＰＰについては、今後、「協定の署名」、「国会の承認・関連法の整備」、そして、有効な対策を打っていくという政府の方針でありますす。本県で関心の高い米に関しては、備蓄政策を見直す方向にあり、需給バランスを確保をすべく、働きかけていきます。

一方、２０１５年農林業センサスにおいて、過去30年間で農業就業人口が６割減少と言う数字も明らかとなり、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっています。また、農地の集積や遊休農地の解消のため、農業委員会は農地利用状況調査（農地パトロール）を確実に行うよう通達がなされるなど、国も農業委員会の活動に大いに期待しております。

今年に入り、不法な廃棄食品が大きな問題となっておりますが、もとは国内外を問わず精魂こめて生産された農畜産物であり、このような残念な事態が起きないよう、対応して参りたいと存じます。

農業委員会法の改正が、我が国の農業の振興に寄与するよう、農業委員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、年頭のご挨拶と致します。

遊休農地に関する措置の計画的な実施について

農地法に定められている遊休農地の措置については、①管内の全農地を対象とする利用状況調査（農地法第30条）、②遊休農地の所有者等に対する利用意向調査（農地法第32条）、③利用意向調査から６ヵ月以内に回答がない場合等に実施する農地中間管理機構との協議の勧告（法第36条）など一連の措置を農業委員会等が行う法律上の義務として規定されています。

そのため、昨年12月に農林水産省から遊休農地に関する実施のプロセスの手順が示されました。

ポイントは、次のとおりです。

1．利用状況調査

毎年８月頃に、管内全ての農地で利用状況調査を実施して、遊休農地および遊休化の恐れのある農地の把握をします（荒廃農地調査を含みます）。

2．利用意向調査

遊休農地と判断された農地については、毎年11月末までに、農地の所有者等にその農地を今後どのように利用するのか意向を調査します。

なお、利用状況調査ならびに利用意向調査等は、毎年県へ報告する必要があります（11月末時点）。

3．利用意向調査の現地確認

利用意向調査の対象となった農地は、翌年の利用状況調査の時にもう一度現地で該当する農地の利用状況等を確認します。その場合、必要に応じて台帳より権利の設定等の状況なども確認します。

なお、現地確認により解消されたことが確認されなかった場合は、その農地の所有者等に対して農地中間管理機構との協議の勧告を行うこととなります。

この一連の流れを毎年実施していくことで、遊休農地ならびに荒廃農地の解消の成果が表れることが期待されています。

さらに、利用の効率化及び高度化の促進が必要な農地の保有に係る課税の強化・軽減が新設された平成28年度税制改正大綱が閣議決定されました（別途記載）。

そのため、農業委員会が実施する利用状況調査ならびに利用意向調査等は、これまで以上に適正かつ透明性が求められるとともに、遊休農地・耕作放棄地解消に対する取り組みが一層重要となってきます。

遊休農地の課税措置の創設について

平成28年度税制改正大綱では、農地保有に係る課税の強化・軽減等の措置が新設されます。主な内容は次のとおりです。

1．農地保有に係る課税の強化

農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、固定資産税における農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乗じられている割合（平成27年度の評価替えにおいて0.55）を乗じないこととする等の評価の変更を平成29年度から実施するため所要の措置を講ずる。

2．農地保有に係る課税の軽減

所有する全ての農地（10ａ未満の自作地を除く）に中間管理事業のための賃借権等を新たに設置し、かつ、当該賃借権等の設定が10年以上である農地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の３年間価格の二分の一（賃借権等の設定が15年以上である農地については最初の５年間）とする措置を２年間に限り講ずる。

農業委員大会ひらく　石川県農業会議

石川県農業会議が11月13日、小松市民センターで第53回石川県農業委員大会を開き、農業委員ら４百人が参加。ＴＰＰ交渉の大筋合意を踏まえた要請などを決議した。全国農業会議所の松本広太専務理事が基調講演し、農業会議の山田修路会長が農業情勢について報告した。なお、大会で表彰されたのは次の皆さん（敬称略）。

▽永年勤続農業委員＝大田昇（かほく市）、安戸博、又村一夫（能美市）、村上幸作（津幡町）

▽出版事業推進優良農業委員会＝小松市、羽咋市、中能登町

大会の開会にあたり、全員で農業委員憲章を唱和した

農業委員会長ら27人 県選出国会議員へ要請

国会議員へ要請する山田修路農業会議会長
（右から３人目）

市町農業委員会の会長など27人が12月３日、東京で開かれた全国農業委員会会長代表者集会の終了後、衆議院第二議員会館に県選出国会議員を招き要請集会を開いた。北村茂男衆議院議員と佐々木紀衆議院議員、岡田直樹参議院議員が出席し、参議院議員の山田修路農業会議会長が同集会での決議と県農業委員大会での政策提案を要請した。引き続き開いた意見交換会には宮本周司参議院議員が出席した。

要請集会に出席された国会議員の皆様

岡田　直樹
参議院議員

北村　茂男
衆議院議員

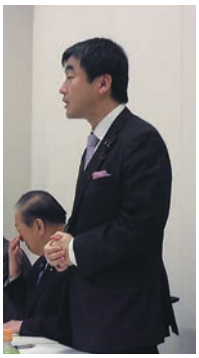

佐々木　紀
衆議院議員

４日の農業６次化最前線の現地視察には18人が参加し、銀座に出店した県の「いしかわ百万石物語・江戸本店」と金沢市の「銀座の金沢」を巡回訪問した。

また、同じく12月に県へも要請を行った。

中日本の農委会職員――167人が加賀市で研修

農業の６次化について講演する
㈱六星の北村歩氏

中日本ブロック農業委員会職員現地研究会が10月８、９日加賀市で開催され、東海・近畿・北信越15県から167人の農業委員会職員等が参加した。

１日目は㈱六星の北村歩取締役が「農業６次化への取り組みと農地利用集積の課題について」をテーマに講演。続いて愛知県豊橋市が「農地バンクの活用事例」を、白山市が「より良い農地台帳の作成に向けて」を、兵庫県神戸市が「神戸市の遊休農地対策について」を報告し、活発な意見交換が行われた。２日目は、全国農業会議所が「農業委員会組織制度改革をめぐる情勢について」説明した。

現地研究会には15県から167人の
農業委員会職員が参加した

農業会議が臨時総会――組織変更計画を承認

石川県農業会議は平成27年12月21日、県庁で臨時総会を開いた。

同会議は、法改正により、県から農業委員会ネットワーク機構の指定を受けて、本年４月１日にこれまでの認可法人から一般社団法人に移行する。それに伴う、組織変更計画や平成28年度の事業計画案・収支予算案などを承認した。

農の雇用事業 現地確認

石川県農業会議は1月に「農の雇用事業」現地確認を実施した。事業の開始から2ヶ月以内に1回目、年3回の現地確認を実施し、事業対象となる研修生の研修状況、雇用者と従業員で取り交わす雇用契約内容を確認する。今年度は6回の募集が実施され、事業実施経営体は53、研修生は64人となり、新規就農者として技術の習得に励んでいる。

この事業は、平成20年度より募集を開始し、本年度で8年目に入った。研修生の定着率アップなど課題もあるが、担い手育成のため、関係機関と一層連携を強め、事業の拡大に努めていくことにしている。

▶聞き取りに答える研修生

元気で健康な子牛を育てたい

内灘町・(農)ホリ牧場　由利　萌さん

入社３年目の由利さん(右)と牧場長の堀さん

広大な河北潟干拓地の中の酪農団地（内灘町）。その中でも最大級の経営が(農)ホリ牧場だ。経産牛は270頭で、自作地30ヘクタールと借地15ヘクタール、計45ヘクタールの農地で牧草を栽培し、粗飼料の自給に努めている。

労働力は10人で、牧場長は堀達夫さん(58)。あとの9人はいずれも被雇用者だ。年齢は18歳から68歳まで幅広く、うち2人が女性だ。みな動物が好きで集まってきた〝同志〟だ。

そうした牧場のスタッフの中で、子牛50頭の世話をまかされているのが3年目になる由利萌(めぐみ)さん(24)だ。羽咋市出身。大学では生態学を専攻した。

就職にあたり、生き物とは関係のない職種を最初は希望した。だが、仕事を続けることを考えた時、動物にかかわることが自分には良いと思い直し、ネットで検索したら同牧場がヒットした。

「子牛の半数は、ホルスタインと和牛のハーフです。生まれた子牛を1～2か月間育てて肥育農家へ出荷します。健康で元気な子牛に育つよう、お世話しています」と話す。

こうした彼女の毎日のがんばりに、「一頭一頭に愛情をそそいでくれているので大変助かっています。病気も未然に防いでくれます」と、堀さんの評価は高い。

そんな由利さんに今年の抱負を聞いたところ「今年こそ寿(ことぶき)退社したいけど」と笑ったが、「まだまだ子牛が恋人です」とのことだった。（全国農業新聞・平成28年1月1日・北陸版より）

「全国農地ナビ」のデータが更新されました

平成25年の農地法改正で農地台帳及び農地地図の整備・公表が農業委員会等に義務づけられ、全国農業会議所が稼働させている農地情報公開システム（通称「全国農地ナビ」）により多くの農業委員会等は農地情報の公表を行っています。

そして「全国農地ナビ」で、「調査中」と表示されていた項目などを最新の情報に更新する作業が、全国の農業委員会等で行われました。

今後、「全国農地ナビ」は、農業委員会等が整備している農地台帳等と連動し、最新の農地情報を随時公表していくことで、利用者がより活用しやすくなる予定です。

このシステムを有効に活用していくためにも、農地パトロールなどによる最新の農地の状況の把握と農地台帳整備への取り組みが農業委員会に求められています。